

令和6年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

令和6年12月6日（金曜日）

議事日程第3号

令和6年12月6日（金曜日）午前9時30分開議

第1．一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者
1番 阿部十全 議員
4番 佐々木隆一 議員
5番 大友孝徳 議員

第2．提出議案に対する質疑

第3．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第153号から議案第162号まで 10件

第4．提出議案・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（20人）

1番 阿部十全	3番 佐藤正人	4番 佐々木隆一
5番 大友孝徳	6番 松本学	7番 佐藤義之
8番 佐藤健司	9番 小松浩一	10番 泉谷赳馬
11番 甫仮貴子	12番 堀井新太郎	14番 三浦晃
15番 正木修一	16番 吉田朋子	17番 高橋信雄
18番 伊藤順男	19番 高橋和子	20番 渡部聖一
21番 三浦秀雄	22番 長沼久利	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 湊貴信	副市長 佐々木司
副市長 三森隆	教育長 秋山正毅
企業管理者 三浦守	総務部長 高橋重保
企画振興部長 阿部徹	市民生活部長 遠藤裕文
健康福祉部長 小松等	産業振興部長 齋藤喜紀
建設部長 原敬浩	教育次長 熊谷信幸
企業局長 五十嵐保	消防長 佐藤英樹
総務部危機管理監 渡部友善	総務課長 小番正明
危機管理課長 伊藤望	税務課長 東海林弘
福祉支援課長 渡部直子	農業振興課長 三浦実

エネルギー政策課長
水道課長

渡 辺 幸 弘
佐 藤 良 市

主幹兼学校教育課長

倉 田 和 人

議会事務局職員出席者

局 長 鎌 田 直 人
書 記 村 上 大 輔
書 記 高 野 周 平

次 長 齋 藤 剛
書 記 松 山 直 也

午前 9時30分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は20名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（長沼久利） それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。

本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（長沼久利） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、毎回お願いですが、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

1番阿部十全さんの発言を許します。1番阿部十全さん。

【1番（阿部十全議員）登壇】

○1番（阿部十全） おはようございます。無所属の阿部十全です。

今朝登庁しましたら、ものすごい横殴りのみぞれというか雪で、車の運転、それから火の元に十分注意して今日過ごしていただきたいと思います。でも、浜辺に住んでおりますので長年の経験で、この寒さが過ぎると、もしかすると土日には地元のハタハタが接岸するのかなという楽しみの一つでもあります。

質問に入ります前に、一つ御報告させていただきます。

社協だよりのほうにも掲載されておりましたが、7月30日にボランティアセンターが開設されました。24日の雨、25日の朝には道路の確保とか、それぞれ被災された方々が御親戚とかお近くの皆さんである程度寄せた後、それから、例えばスコップであるとか、作業に必要なものを近くの社協からも集めていただいて、30日からすぐに活動ができるような形で、588名、85件、皆さんで御協力いただきました。私も何度か参加させていただいて、本当に機材が大変豊富になった。車も提供していただいて、高圧洗浄機もあって、もう本当に不足しているものがない。ボランティアセンターに行くと作業に

必要なものがほとんどそろっているという状況になったことに、すごく安心感を得たものであります。

そして作業に行きます前に、たくさんの企業からの御寄附、差し入れ等もセンターのほうに届きました。そして近くの一般の皆さんから、タオルや雑巾などもたくさん御寄附をいただいて、夏の盛りの暑いときに大変重宝させていただきました。そして非常に暑いときでしたが、被災された方たちもわざわざ冷たいものを用意してくれて、私たちのようなボランティアにも配慮いただきました。

ほかにも、もちろん募金してくださった皆さん、これが一番のボランティアかもしれません。たくさんの御寄附もいただきました。由利本荘市というよりは、「由利人情市」だなということをまた深く心に刻み、通告どおり質問に入らせていただきます。よろしくをお願いします。

大項目2つであります。1つ目は、発達障害の現状と今後の支援の在り方、もう1つは、避難行動要支援者等の避難計画の見直しについて、大きく2点を質問させていただきます。

それでは大項目1、発達障害の現状と今後の支援の在り方について、中項目（1）未就学児の受皿となる事業所及び人材の確保について伺います。

いわゆる発達障害とされる内容は、自閉スペクトラム症、注意欠陥・多動性障害、学習障害などが示されております。

県の健康福祉部では、発達障害と診断される人は年々増加の傾向にあるとしています。本市の今後の支援の在り方について、大きく2点質問させていただきます。1点目は、未就学児についてであります。2点目は、小学校、中学校の今後の対応について伺います。

発達障害は児童の状況や行動の変化によって、親の対応、要するに、親の言うことを聞いてくれないとか、思うような動作をしてくれないなどなどです。そのように混乱し、保護者の不安感も大きくなることもあるようです。そのために叱ってしまうとか、いわゆる育児放棄をすとか、誰かのせいにすとか、そういうことがあり、家庭内の不和ということにもつながっていくようです。

この未就学児の時期に早期発見することで、保護者と児童との関係を改善する方法が有効とされています。個人の特性に合わせた適切な支援につなげていくことで、よりよい家庭関係を築くことができるようです。

秋田県は、全国と比較すると対応できる施設が少ないことも指摘されています。居住地の近くに相談できる場所があれば、保護者の負担軽減になり、育児、保育の充実にもつながると思われます。

市としては、健康福祉部、社会福祉協議会、医療機関、保育施設等々で包括的な支援が必要と思われます。

そこで伺います。発達障害と診断される人は年々増加の傾向にあることを受け、本市の今後の支援の在り方をどのように考えているのか。未就学児の受皿となる事業所及び人材の確保について対策や計画の状況を伺います。

大項目1、中項目（2）小中学校の特別な支援を必要とする児童生徒への支援について伺います。

児童が安心して登校できる学びの場の提供として、特別な支援を必要とする児童生徒を受け持つ教諭の支援について3点伺います。

市立小中学校の統廃合が進む中、教職員はどのような基準で配置されているのか。私もちょっと勉強してみたのですが、全く分からなかったので数値、基準等ありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

続いて、増えていくことがこのように予想されています特別な支援を必要とする児童生徒への支援等、どのような支援が現在行われているのか、このことについて伺います。

3点目、保護者と学校の関係は児童の特性を知るために重要であり、学校側から積極的に保護者との連携や関わりを構築する機会を設ける必要があると考えます。教育長のお考えを伺います。

大項目2、避難行動要支援者等の避難計画の見直しについて、中項目（1）災害対策基本法改正後の本市の状況について伺います。

次に挙げる事柄から、災害対策基本法改正に沿った自治体の状況に適した対策を検討する必要があると考えます。

1つ目、今年7月の豪雨災害時開設された本市の避難所で避難行動要支援者の利用が確認されなかったこと。2つ目、秋田市では一昨年の豪雨被害の経験から、今年、個別避難計画が検討されていること。3つ目、同様に災害対策、地域コミュニティづくりに取り組む町内や地域があること。4つ目、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が努力義務化されたことなどの事例から、本市における避難行動要支援者の避難計画の状況について伺います。

内閣府の資料によりますと、近年の災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%と高齢者が犠牲となっています。

また、前にも伺いました災害関連死事例によりますと、令和元年から令和3年で70歳以上が82%、60歳代を含めると92%と高齢者が占めている状況です。

令和3年5月に災害対策基本法が改正されました。避難行動要支援者の個別避難計画はどのように進められているのか伺うものです。

1、優先度が高い避難行動要支援者の状況把握は行われているか。2つ目、逃げ遅れや安否確認に時間のかかる独居者の状況把握は行われているのか。3つ目、個別避難計画作成の進捗状況はどうなっているのか。4つ目、個別避難計画の情報共有について、行政、民間施設、医療関係、家族、本人の連携はどのように図られていくのかお尋ねするものです。

大項目2、中項目（2）避難をちゅうちょする高齢者、障害者への対応について伺います。

本市の災害時における避難方法を検討するため、高齢者の集いの機会などを利用し、意見交換や情報収集並びに市との連携を図る方法の検討を進めていくべきと考え、質問します。

本市において高齢化率は年々上がり、2020年段階では、65歳以上がおよそ37.5%です。高齢化が想定以上に進んでいる状況です。本荘地域以外の地域では40%を超えてい

る地域が多く、深刻に受け止め早急な対策を進め、災害時の人的被害を最小限にするため、なぜ避難しないのか高齢者の現状や声を十分に聴いて、高齢者世代の避難方法を検討すべきです。

高齢者、障害者を見て、避難にちゅうちょする原因として幾つか挙げさせていただきます。

機敏な避難行動が取れなくなる。歩行が困難になる。重いものなど運べない。持病が深刻化する傾向にある。避難所では感染症の心配がある。トイレも心配である。また、御自身の中では記憶力や記憶量の低下があり、周辺に迷惑をかけるという気後れがある。金品を持ち歩けない。盗難などが心配。人のことが信用できないというふうにする自分が嫌だというような意見もいただきました。そして、話下手だ、私は人と話したくない、知らない人とは話したくないという方。そして、障害を持っている人は、障害を理解してもらえない、知られたくないなどなど、様々な要因が重なり避難指示等の情報が得られない人、避難しない選択を余儀なくされる人、自ら避難所を利用しない人などが多くなってきているのが現状です。

結果として、個別の避難状況と安否確認が得にくく、救援・救護が遅くなり、高齢者の死亡率が上がる要因の一つになっているのではないかと考えます。

高齢化率は間もなく40%超えの本市の状況です。そこで伺います。高齢者、障害者の現状や声を十分に聴く機会を持ち、避難所の環境整備、意識啓発を進めて、市との連携を密にし、ちゅうちょしなくてもいい方法を検討すべきと考えます。市は高齢者世代の避難対策をどのようにお考えか伺います。

もう1点、意識啓発としてどのような方法を考えているのか伺うものです。

以上で、質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

【1番（阿部十全議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、発達障害の現状と今後の支援の在り方についての（1）未就学児の受皿となる事業所及び人材の確保についてにお答えいたします。

発達障害の症状は、通常低年齢で発現するものとされており、市では、幼児健康診査や5歳児健康相談での小児科医等による発達全般の評価や、保健師による子育て相談などから障害の早期発見に努めております。

子供に障害の疑いが指摘された際には、保護者の不安な気持ちに寄り添いながら、子供の状態に応じて臨床心理士による発達検査や専門の医療機関の受診を促し、子供の特徴に合わせた支援につながるよう、相談窓口や支援サービスの情報提供を行っております。

また、未就学児へのサービス提供事業所等につきましては、市内の保育施設のほか、児童発達支援通所事業所や市の就学前幼児発達支援事業など少人数で活動できる場があり、家族や支援の関係者がそれぞれの活動を見学、あるいは一緒に参加することで、子供への理解や関係者の連携を深め、包括的に支援できるよう努めております。

市といたしましては、引き続き第3期障がい児福祉計画に基づき、地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援体制に関する協議を行う障がい者支援協議会などの場を活用し、関係機関との連携を密に障害児支援に係る地域課題の把握に努めるとともに、必要なサービスが提供されるよう事業所の確保策についても協議しながら、支援体制の整備に取り組んでまいります。

次に、（２）小中学校の特別な支援を必要とする児童生徒への支援については、教育長からお答えいたします。

次に2、避難行動要支援者等の避難計画の見直しについての（１）災害対策基本法改正後の本市の状況についてにお答えいたします。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、災害時に1人で避難することが困難な高齢者など、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことから、市では共助による地域防災力の向上に十分配慮しながら、令和5年度よりむこう三軒両隣・たすけあい事業などによる個別避難計画作成の取組を進めているところであります。

御質問の個別避難計画の作成において、優先度の高い避難行動要支援者につきましては、内閣府が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針によると、地域におけるハザードマップの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態、社会的孤立の状況などにより判断することとなっており、本市では、避難行動要支援者名簿に御本人の体に関する事項や、独居、同居の別を記載しているほか、土砂災害警戒情報連携システムを活用し、洪水や津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域などの自然災害の発生する可能性のある区域と避難行動要支援者の自宅位置を、システムの地図上に重ね合わせて表示させ確認するなどにより、個別避難計画の作成優先度の高い方や独居者の状況を把握しております。

個別避難計画の作成状況については、12月1日現在で4人が作成済みとなっているほか、事業推進のモデルとなる自主防災組織等が中心となり、現在、約30人の個別避難計画を作成中であり、年度末の完成に向け検討を重ねているところであります。

また、本市では個別避難計画を作成する方に対して、あらかじめ避難行動要支援者御本人または御家族などに個別避難計画の作成目的を説明することとしているほか、避難支援者等関係者にも個別避難計画の情報共有を行うことを同意していただいた上で、計画の作成を行うこととしており、作成した個別避難計画は市に提出いただいた後、市が避難支援等関係者へ必要な部数を複製してお渡しし、情報共有を図っております。

今後も自主防災組織等と連携しながら、避難行動要支援者の避難行動につながる個別避難計画の作成を進めていくとともに、計画に基づいた避難訓練を実施するなど、避難の実効性も確保してまいります。

次に、（２）避難をちゅうちょする高齢者、障害者への対応についてにお答えいたします。

近年の相次ぐ災害において、高齢者や障害者などが被害を受けていることを踏まえ、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正では、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところであります。

本市では、災害対策基本法にのっとり、避難行動要支援者名簿を作成し、協定を締結している自主防災組織などの避難支援等関係者へ情報提供しているほか、避難行動要支援者の避難を支援する個別避難計画の作成を推進するため、むこう三軒両隣・たすけあい事業を創設し、セーフティーネットの強化に取り組んでおります。

福祉施設や医療機関に入所または入院するまでには至らないものの、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする在宅の高齢者や障害者などの要配慮者が指定避難所に避難されてきた場合は、避難所内に要配慮者が過ごす専用スペースを確保することとしているほか、市内の10の社会福祉法人や医療法人と、福祉避難所の設置運営についての協定を締結し、福祉避難所として活用できることとなっております。

また、令和4年には、秋田県立ゆり支援学校を指定福祉避難所に指定しており、受入れ対象を在校生、卒業生などとし、公示しております。

高齢者や障害者などの要配慮者の方に対しましては、要配慮者の利用施設や障害者協会の総会などで実施したまちづくり宅配講座を通して意識啓発を図っており、特に家族や支援者とのいざという場合の連絡手段の確保や、困ったときに助けてほしいことなどをまとめて記載しておくヘルプカードの活用、視覚障害の方などでも災害リスクの情報や避難情報などを取得し、音声で聞くことができる、聞くハザードマップの紹介など、高齢者や障害者の方がちゅうちょすることなく避難行動が取れるよう周知しております。

市といたしましては、今後も引き続き、高齢者、障害者などの現状などを踏まえながら、避難することへのちゅうちょによる逃げ遅れがないよう避難対策の充実強化に取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、阿部十全議員の教育委員会関係の御質問、1、発達障害の現状と今後の支援の在り方についての（2）小中学校の特別な支援を必要とする児童生徒への支援についてにお答えいたします。

学校への教職員の配置については、県の教職員定数配置基準に基づいて県教育委員会が行っておりますが、特別支援学級の教諭は特別な免許状を必要としないことから、学校に配置された教員の中から校長が任命することとしております。

市内の小中学校では、特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加していることから、各校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、全校体制での取組を進め、研修会を行うなど、教員の特別支援教育に関する資質・能力の向上に取り組んでおります。

さらに、学級担任に加え、管理職や特別支援教育コーディネーターが保護者からの相談に連携・協力を図りながら応じるなど、保護者との信頼関係の構築に努めております。

教育委員会では、学校に対し、保護者とともに児童生徒の目標や支援の仕方について話し合い、個別の教育支援計画を作成し、活用するよう指示しております。

また、こども未来課や健康づくり課と連携を図りながら、保育園や幼稚園、こども園

へ訪問を行い、教育相談や未就学児を対象とした通級指導教室へとつなげ、早期からの支援を行っているほか、必要に応じて学校生活サポートを配置し、支援の充実を図っております。

教育委員会といたしましては、特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに取り組み、今後も一人一人のニーズに応じたきめ細やかな対応を行ってまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん、再質問ありませんか。

○1 番（阿部十全） 御答弁ありがとうございました。それでは再質問させていただきます。

まず初めに、1、発達障害の現状と今後の支援の在り方について、（1）未就学児の受皿となる事業所及び人材の確保についてであります。人材の確保のところの答弁がちょっとなかったように思われますので、人材の確保はどのようなになっているのか、もしかすると聞き逃しかもしれませんがお願いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

答弁の中にも少しございましたが、障がい者支援協議会という関係団体で組織している協議会がございます。その中におきまして、議員から御質問のありました受皿、事業所の充足具合であったり、人材の不足のあたりについても協議会のほうで事業所等から意見を頂戴しているところでございます。

現状におきましては、極端な不足といった情報は出ておりませんが、いわゆる介護であったり、医療であったり、エッセンシャルワーカーと言われる方たちの人材の確保が全国的にかなり容易でない状況になってございますので、国といたしましては、待遇面での処遇改善、障害福祉サービスの報酬にも処遇改善加算ということで何度か加算を加えてございますので、その加算された報酬につきまして各事業所で確実に働いている方に還元されているところを市の監査を通じて確認をいたしまして、待遇面から人材の確保につなげてまいりたいと考えてございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。現状のまま取りあえず、その予算を少しでも増やしてもらうという方向で動いているというようなお答えでございますが。

この人材に関して県の事業、国の事業というのがありまして、それと連携することでもちろんある程度の予算の獲得というのはできますが、市町村単位で人材を確保することができる事業もあります。これは発達障害等に関する知識を有する巡回支援専門員整備事業、これ市町村事業です。ここにも予算がつくはずですよ。

もう1個は家庭・教育・福祉連携推進事業で、これはいわゆる家庭・教育・福祉をつなぐ地域連携推進マネジャー、これを市町村に置きなさいということで、この事業にも予算がつくと思うのですが、こういったことへのアプローチというのは今後どのように

お考えでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

人材の確保につきましては、今議員がおっしゃったような手段というのも当然あるわけですが、先ほど申し上げましたように、現状では極端な不足といったところが出てございませんので、そういった事業につきましては、今のところ、活用は今後の検討という形にさせていただければと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 子育てがしやすいまち、子育てのできるまちをつくっていくという今朝の市長の、いわゆる、また選挙に出ますよというところのコメントにもありましたが、今の状況で間に合っているからいいだろうというようなことではなく、何か方法はないものかということで、いろいろな自治体が工夫を凝らしているようです。

大きな施設を造るとか、新しい人材を増やすということが難しいのであれば、何か方法はないかということで、日野市なんですけど、こちらは、かしのきシートというものを作りまして、未就学児からずっと同じフォーマットでその人間の状況を共有していく。未就学児から学校に入って、学校から一般のほうに行く。同じフォーマットの中で状況を把握していくことで、大きな施設とか、例えば、県の持っているような医師がいて看護師がいるというようなところでなくても、そういう情報を共有できるようにしようという方法も取られているようであります。

こうした先ほど市長がお答えくださいましたいろいろな事業所等もございますけれども、中等発症という方もいらっしゃるんですけど、そういった子供が小学校に行き、やがて成人になっていくという流れがある中で、そういった市町村もあるということを御承知おきいただきながら、ぜひ、何らかの手だて、子育て、こういったものに真正面から向かっていっていただきたいと思います。

このことに関しては新創造ビジョンの中にも、発達・相談支援では発達支援相談員 1 名を配置して、その専門的な支援体制を関係機関と連携しながら構築していくというふうになっておりまして、これも 1 名でいいのかなということもちょっと考えておりますが、今のところ間に合っているというお答えでございましたので、そのところの質問はいたしません。

続いて、1、（2）小中学校の特別な支援を必要とする児童生徒への支援についてであります。

御丁寧な答弁ありがとうございました。子供たちに対してこういった人員を配置しないという県の定数配置基準が決められていて、特別な免許がなくても一般の教員がそのことに当たるということでございました。

そういったことも私も調べさせていただきましたら、教育機関、文部科学省では発達障害と言わないんですよ。で、未就学児、厚労省では発達障害と言うんですよ。所管が違って来るんです。大きくなるとまた違っちゃうんです。このようにして名前が違っちゃうんですけれども、この大変細かく分析され、グラフ化されたものが出ています。そして、学校の中では、学習に支援を必要とする子供たちに対して非常に細かなデータ

を取っているということも分かりました。学校の御努力も大変分かるのでありますが、今後増えていくだろう、統廃合が行われている中で、その子供たちに対する養護教諭も含めていろいろな支援等が必要とは思われますが、一般の教室の中でその子供たちが成長していくという方向を取っていくのか、もしくは症状によるでしょうけど、支援学校のほうに紹介していくのか、そういったところの状況をちょっと教育長から伺いたいと思います。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの阿部議員の再質問にお答えいたします。

子供たちが小学校に入る前の段階で、まず一つは就学支援委員会がありまして、子供たちの今の状況を見たときに、この子に対してどのような教育がふさわしいかという判断をしていきます。ただし、それはあくまでも支援学校に行くか、支援学級に行くか、それか通常学級に行くかですが、そこに関しては保護者の意向がすごく大切にされていまして、そこに沿った形で私たちは進めております。

例えば、通常学級にいたいという、そこでの学びを大切にしたいという子供に対して、じゃあ、その中でどんなことができるかというところで、サポート等を配置しながらよりきめ細やかな成長を促していきまして、最終的に私たちが求めていくのは、やっぱり支援を必要とする部分をできるだけ減らして、自立に向けた成長に持っていきたいというところで、そこにはいろんな手段がありますので、それを教育委員会と学校、それから保護者とみんなで共有しながら進めているところでございます。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん、再質問は簡潔にお願いします。1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 個別の要件なので、個別に取り扱うというお話でございました。先ほど日野市のお話もありましたが、小さい頃から同じフォーマットで申し送りしていく。やがて社会人になって医療機関まで申し送りしていくというような、そういった一貫したケアの方法というか、そういったことで障害児、障害ある方、そういったものが隔たりなく学校でまず教えていくことで、社会の隔たりもなくなっていくというようなことを構築するためのそういった共通したフォーマット、データ収集というのをお考えでございましょうか。先ほど個別と言っておられましたので。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

阿部議員からお話のあった幼児からのというのは、由利本荘市も取り組んだことがあります。保育園が子供に対して記録を取って、それが例えば小学校等につながっていく形。先ほど私、個別の支援計画と話しましたがけれども、その基になるような形を保育園のほうにもお願いしたこともあります。ただ、保育士たちが、その子に対しての記録を取っていくというのは結構大変な仕事になりまして、かいつまんだものを就学の際にある程度情報提供していただいて、それを基にという形で進んでいるというのが現状でありますので、幼児教育からの連携については本市の中でも取り組んでいるところであります。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） そのようにやっていくと受け持ちが変わるとまた新しい調査をしな

ければいけないということも生じると思うのですが、そういったことはどのようにして避けられているのか。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 先ほどの答弁にもありましたけれども、記録を取って、それを基にしていろいろな判断をしていったり、次につなげていっていますので、その記録を大切に確認しているところでもあります。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） よろしくお願ひいたします。

先ほど言いましたように厚労省では発達障害という、学校では学習に支援を必要する子供がいて、大きくなると病名がついて、認定されると病人としての扱いになっていくというような、同じ人間が違うところを通過していくという現在の状況なので、これはまあ市とは関係ないことなのかもしれませんが、学校の対応がやがて大きくなって社会をつくるというところで、ぜひ子供たちにはその隔たりのない教育、同じ教室での学びの場を少しでも増やしていただきたいものだと思います。質問そして再質問させていただきました。

それでは、続いて大項目2、避難行動要支援者等の避難計画の見直しについて、（1）災害対策基本法改正後の本市の状況について伺いますが、個別避難計画作成の進捗状況についてですが、あと1年ちょっとなんですよね。一応5年間のスパンなんです。それを発表して、数値として表していくとなると、まあ1年くらいあるかないくらいなんです。

今、4人ということでした。令和6年3月で3,480人がいて0.1%です。これは、個別計画はつくるのかつくらないのか、もう1年くらいしかないのか、どのようなお考えなのか伺わさせていただきます。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については危機管理監から答弁させますが、数字について言えば、年度末、今30名の方の作成を進めているというところでもあります。

詳細については危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

まず、この個別避難計画の作成につきまは、作成する前にまず進まないということがありまして、何で進まないのかというところで、いろいろアンケート等を取った経緯があります。その中で計画の必要性とか、「いや、これ、計画要らない」とか、「あまり知られたくない」とか、いろいろな意見等がありまして、そのパーセンテージを換算すると、その3,500名の方が必ずしも全部必要としていないという状況があったと聞いております。

それで、むこう三軒両隣・たすけあい事業を開始するに当たって、最終的には200名の個別避難計画を作成するという目標でこの事業を始めております。今年度につきまは、その数値的な目標といたしまして40名の個別避難計画の作成を目標として、今、事業を進めているところでもあります。最終的に令和8年までに200名程度の個別避難計画の作成を進める事業計画で今やっているところでもあります。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 登録した御本人たちが必要性を感じないということで進めていないということではありますが、県内およそ半分の市町村が100%達成しています。もちろん、必要な事項が書かれていない部分もあるんですが、100%というのが半分以上占めているんです。ほかの市町村ではそういったふうに進められているのですが、そのような、おおむね200名くらいでいいのかと、こんなに被害が頻発しているのに、高齢者がこんなに亡くなっているのに、それでいいのかなというところのお答えをいただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 当然、事業的には200名と設定しておりますが、200名完成したから終わりというものではないという認識であります。当然、今後も、いろいろな宅配講座などを通じまして自主防災組織であるとか、もろもろの町内会等に説明を継続いたしまして、200名つくったから終わりということではなくて、どんどん拡充していくものであるとは考えております。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 質問の中に進捗状況を伺いますときっちり書いてありまして、こういったことを、なぜ今、このパーセントなのか。3月に届けられているのは3名でした。さっきの答弁で、ああ、1名増えたんだなと思ったところなんですけど、こんな全然進んでいない状況で、本当に災害があったとき、高齢者とか障害者、どのように把握して皆さんが援助・援護がすぐできるような状態にあるのかどうか。大丈夫だという認識でしょうか。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 避難行動要支援者につきましては、先ほど市長の答弁がありましたとおり、避難行動要支援者名簿等に取りまとめております。ただ、その避難行動要支援者につきましても、障害等が知られたくないということでありまして、公表していいという人が2,500名程度であります。

他自治体等の状況を確認しますと、例えば、男鹿市であるともう100%作成しているという状況も伺っておりますが、その個別避難計画の内容を見ますと、ただフォーマットに基づいた形式的なものであり、やや個人的な意見となりますが、その実効性がちょっと疑われるような形も私は感じております。

やはりその計画といいますのは、ただつくって終わりではなくて、実際にその計画の実効性の検証も含めてやらなきゃいけないと考えております。今年度実施されました全市一斉防災訓練におきましては、西目地域で作成しました個別避難計画に基づいて、その避難行動要支援者が実際に避難してどうであったかという検証もしておりますので、ただ数にこだわり作成して終わりではなくて、確実な実効性ある計画をつくっていくのが大事だろうと考えております。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 今お話がありましたとおり、男鹿市のものは避難経路が不足しているから、避難経路をもう1回書き加えなさいということが言われています。ですから、100%つくりはしましたけれど、そういったところをチェックしなさいというようなこ

とが言われております。

いずれにしろ、こういった今届けられているこの3,480名の皆さんのことを調べて、I T化していった情報を共有できるようにしていく、まさにデジタルがここに生かされていくべきではないかと思いますが、そのことに関しては今の状況ですと、どんなふうになるのか、完全なものでもないし、いわゆる形だけのものではないのかなという危機管理監のお話の内容と受け止めましたが、その一歩先に進むためのI T化などはお考えでございましょうか。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん、要旨にはその項目はありません。拡大していますので、再質問ですので、答弁に対する再質問ということでお願いします。1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 今のは関連質問と思いますが、そちらでそうと思わないのであれば……。

○議長（長沼久利） 関連は駄目です。

○1番（阿部十全） これは今答弁したことに対してお話ししたのです。だから、いわゆるフォーマットがあって、それほど重要ではないというふうにお答えいただきましたので、それに対して……。

○議長（長沼久利） 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

.....

午前10時23分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き会議を開きます。1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 「答弁の中で危機管理監のほうから、I Tという言葉を使っていない。お前はI Tという言葉を使うな」という御指摘いただきましたので、何となくフォーマットでつくられているものなので、それほど重要なものではないというふうに私には聞こえたのですが、そんな解釈でよかったでしょうか。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えします。

フォーマットでつくっているから大事でないという認識をされたとすれば、ちょっと私の言い方がまずかったなと思います。やはり人の命を守るための計画ですので、そんな軽いものではないという認識であります。フォーマットでつくっても、やっぱり人の命を守るという計画ですので、これは本当に大事な、できればただつくって終わりじゃなくて、何度も繰り返しますが、この実効性のある、本当にこれを計画どおりやって大丈夫なのかという検証も含めた上での計画をつくっていくのが大事だという認識であります。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございました。

それでは、大項目2の（2）避難をちゅうちょする高齢者、障害者への対応についての質問に入らせていただきます。

いわゆる、ちゅうちょする事例を何点か挙げさせていただきました。その答弁の中で、皆さんでの共助が必要であると、むこう三軒両隣・たすけあい事業などが行われて

いる。そして避難所では、そういった人たちへのスペースを設けたり、いろいろな工夫をしているということでありました。そのことが、従来の方法が今ちょっと問われていて、個別に避難する方法ということで取り上げられています。

市長の答弁にもありましたが、内閣府では、この個別避難計画を作成するに当たり、福祉避難所、通常通う福祉施設ごとに、あらかじめ受入対象者を特定とし、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する。そして、その公示されたところには、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の福祉避難所への直接の避難を促進する。これが示されています。そのために個別避難計画をつくろうということの趣旨の中の一つだと思われるのでございますが、少しずつは変わっているのですが、私はこの個別避難というものが非常に大事で、そのためのこの計画の作成というのも非常に大切だと思われるのですが、そのこのところをいかがお考えでございましょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えします。

阿部十全議員のおっしゃるとおり、私も個別避難、それぞれの要支援の方々に対してそれぞれの避難計画をつくるということは大変大切なことだと私も認識をしております。

○議長（長沼久利） 確認します。大項目2、中項目（1）ですね。

○1番（阿部十全） いや、2の（2）に。

○議長（長沼久利） 2の（2）に。1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 大項目2の（2）について、もう一点伺わせていただきます。

意識啓発はどのように行われているのかということの質問をさせていただきました。いわゆる、従来の避難訓練と言われるものに、もっと御本人たちとか、中にはモデル地区をつくって、そういう高齢者とか、障害がある方たちも含めた避難訓練をするというようなことも地区によってはあるということで、この内閣府でもそういったモデル地区をつくって推進してみてもどうかという一文もございました。そういった今後の避難計画に対し高齢者、それから要支援者に対するもっと具体的な、実践的な実行を確認することが重要であると、避難訓練等でその計画についての整合性を取るためにというふうにも書かれております。そういったところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと繰り返しになる部分もありますが、その実効性の確認ということでありまして、先ほど申し述べましたとおり、まだ僅かではありますが、例えば、西目地域の津波避難タワー等を活用いたしまして、その避難行動要支援者、個別避難計画を作成されている方が実際の避難をしてみてどうであるかと、そのような検証も逐次、今、進めている状況であります。

今後、そのような実践的な防災訓練等を通じまして、個別避難計画の作成の検証も含めたところで、訓練等を逐次実施していく考えであります。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。新創造ビジョンによりますと、避難行動要支援者、心身の状況に配慮した避難施設の確保をしていくんだと。そしてまた、同じく

防災に関する条例、指針等にも、そのようなことがたくさんうたわれております。ぜひ実行していただきたい。

もう一点であります、災害対策基本法改正を踏まえて、避難行動要支援者、高齢者を含む避難条例の制定というものを考えてみてはどうか。市の条例をいろいろ見てみたんですが、市の条例にこれが入っていなかったのも、ぜひそういうことも御検討いただければありがたいなと思ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（長沼久利） 以上で、1番阿部十全さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

4番佐々木隆一さんの発言を許します。4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） おはようございます。日本共産党の佐々木隆一です。

政府は、今月2日、健康保険証のマイナンバーカードいわゆるマイナ保険証への一本化に向けて従来の保険証の新規発行を停止しました。各地の自治体、とりわけ政令指定都市などの大きな自治体では電話が鳴り止まず混乱しているような状況にあります。ただ今後も、発行済の保険証は最大1年間使え、その後も申請なしで保険証の代わりとして資格確認書が発行され、健康保険に加入している人全てが、保険診療をこれまでどおり受診できます。医療機関の窓口での保険証の利用率は政府の必死のPRにもかかわらず10月時点で15.67%と低迷、従来の保険証がそのまま利用されているのが現状です。

また、マイナ登録をしたものの、不安を感じた場合は利用を解除できますが、厚労省によると解除申請は10月29日から11月8日、たった10日間で何と792件に上っており、国民の不信、不安の根強さを示しています。これらのことは政府や自治体が周知徹底する必要があります。

質問です。1、会計年度任用職員の処遇改善を。

6月28日、総務省は会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを改正したことを各都道府県総務部長などに通知しました。その内容は、人事院が国の非常勤職員のうち期間業務職員の採用について定めた、期間業務職員の適切な採用についてを改正し、期間業務職員を継続任用できる期間を3年に制限する3年目公募規定を撤廃したことを踏まえ、国家公務員制度との均衡を図る必要から地方公務員の非常勤職員である会計年度任用職員の採用について、マニュアルから削除を行ったものであります。依然として任期を1年までとし、採用についてはあくまで公募するとはしていますが、これにより会計年度任用職員について地方自治体が機械的に3年目公募にしがみつく根拠はなくなり、自治体が地域の実情等に応じ雇用できることが明確になりました。

3年目公募は、3年目の壁と言われ会計年度任用職員が雇い止めになる根拠となってきました。今回の改正は、国が3年目公募の弊害を事実上認めたもので、日本自治体労

働組合総連合、自治労連をはじめ公務非正規女性全国ネットワーク等の運動と国会論戦による重要な前進であります。

人事院は昨年末、期間業務職員の在り方について検討することを明らかにしていました。有効求人倍率が上昇し、官民間問わず人材獲得競争が熾烈になり、非常勤職員の人材確保が厳しさを増しており、行政サービスを支える有為な人材を安定的に確保することができるような環境を整備することが重要であるとしていました。非正規職員はまさに国の業務の中核を担っており、その人材の流出は深刻であります。それは地方自治体においても同じでありましょう。

市当局、教育委員会における会計年度任用職員などの非常勤職員数は何名ですか。正規職員に対する割合、また同職員の男女の割合は幾らでしょうか。年平均給与は正規職員に対して同職員は幾らですか。職種によって違うと思われそうですが、平均的な勤続年数は何年でしょうか。今回の総務省通達は同職員の雇用安定の第一歩と見られています。市当局として国の改正内容をどのように認識していますか。また、同職員の待遇を改善すべきであります。答弁を求めます。

2、複雑で不公平な定額減税。

政府が6月から実施した定額減税で自治体や企業に膨大な負担があり、悲鳴が上がっています。給与明細への記載、減税と給付金が一体となっている上、1人4万円の減税の内訳が所得税と住民税に分かれているなど仕組みが非常に複雑になったためです。

選挙目当て、政権浮揚のために始めた制度の矛盾が噴出しているのです。増税イメージを払拭したい前岸田政権が持ち出したのが1回限りの定額減税でした。しかし、低所得で所得税非課税の人には恩恵がないため、物価対策として低所得者には1世帯10万円などの給付をし、所得税、住民税の納税額が4万円より少ない人には減税しきれない分を1万円単位で調整給付することになり、減税と給付が混じることになったのです。

そのため、全国の地方自治体は、税務署から住民の2023年、昨年の所得税納税額や扶養家族の情報をもらい調整給付の対象者を推定し給付額を計算し、対象者に確認書を送るなどの事務に追われていました。計算ミスなどを招くおそれがあり、国民に一律4万円を給付すればはるかにシンプルで、今年初めには実施できていました。

今回、減税対象となる所得税額は本来2024年末に確定しますが、政権与党の念頭にあったとされる6月の解散総選挙に合わせるため2023年の所得をもとに減税調整給付額を推定して実施されます。

また、現行税制では、所得税と住民税の税額確定の時期が異なるなどのために仕組みがより複雑化し、さらなる自治体負担や不公平が生じることになりました。物価高騰対策というなら消費税減税と低所得者への手厚い支援こそ必要なのではないでしょうか。一体この定額減税は何のためなのか大きな疑問が残ります。

1人当たり所得税から3万円、住民税から1万円の計4万円ですが、扶養親族などいればどのようになるのでしょうか。毎月の給与または年末調整などで実施しても、定額減税可能な金額が減税しきれないと見込まれる人はどのようになりますか。当初は対象外だった専従者や一部のパート、アルバイトの方も民主団体などの申入れにより制度が見直され定額減税の対象となりました。どのような手続で調整給付されます

か。前年納税していた人が今年失業や退職などで課税されなくなると、低所得者向け給付も所得税の定額減税も受けられませんが、このような場合はどのようにになりますか。定額減税と給付が二重に受けられることもあるのでしょうか。その場合返さなくてもいいのですか。所得が1,000万円超の人で配偶者の所得が48万円以下の人は住民税減税が2回受けられるのですか。答弁を求めます。

3、国保税増額109万円へ。

厚労省の社会保障審議会医療部会は、10月31日、自営業や高齢者が多く加入する国民健康保険税について、国保加入者の年間上限額である賦課限度額を3万円引き上げる案を了承しました。2025年度、来年から現行106万円から109万円へ引き上げるもので4年連続の引上げになります。

国保税は年収に応じて上がる仕組みで、具体的な額は市町村で決めますが上限額は国が設定します。基礎賦課金と後期高齢者支援金を合わせた医療分と40歳から64歳が加入する介護納付金の合算で構成されます。引き上げの内訳は医療分、基礎賦課金1万円、後期高齢者支援金2万円を、89万円から3万円引き上げ92万円へ、介護納付金は据え置いて17万円、単身で年収1,140万円、給与所得940万円以上の人を対象で、加入世帯の1.5%、約25万世帯が該当する見込みであります。

本市では何世帯何人の人が該当しますか。職種はどのような皆さんですか。厚労省の資料によりますと、今回の引上げで年収400万円程度の中間所得層の人の負担に配慮した保険税設定が可能になるとしていますが、この場合、何世帯何人で幾らくらい軽減になるのでしょうか。

市町村が運営する国保は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割は非正規労働者で低所得者が多く加入しています。ところが平均的な保険税は4人世帯の場合、同じ年収の会社員の健康保険料の2倍になるんです。共産党はじめ全国知事会、民主団体などは1兆円の公費を投入して国保税を抜本的に引き下げを求めています。市当局も、東北市長会などあらゆる機会にこれらの声を関係機関に上げ、国民的な世論にすべきであります。あわせて、市長の見解を求めます。

4、生活保護者の日常生活で使用する車の保有について。

地方などでは公共交通機関が切り縮められる中、車は生活に欠かせない足であります。ところが、生活保護世帯には原則として自動車の保有が認められていないため保護を受けたくとも受けられない事態を生んでいます。

現在、車の保有率は8割を超えています。これは、日弁連の調査、2024年9月の意見書であります。しかし、生活保護世帯では障害や交通不便などで自動車以外に通勤する方法がない、定期的な通院で公共交通機関の利用が著しく困難かつ車の処分価値が低いなどの場合に保有が限定されるが、障害や高齢で移動が困難な人にも既に持っている売却価値のない車の処分を指示したり、買物などでの利用を禁じる不合理で硬直的な対応が一般的にされている場合があります。

車の使用をめぐるこうした対応をめぐる争われた裁判で、名古屋高裁は一審に続き生活保護を停止した三重県鈴鹿市の処分を違法だとして取消処分を命じました。同市は、ともに病気の障害の80代の母親と息子に対し、通院に限って使用を認めた上、運転の経路、要件など詳細な記録を提出するよう求め、これを負担に感じ提出しなかったた

め保護が停止されたのです。名古屋高裁は、親子の保護の停止は親子の日常だけでなく生命の危機を生じさせかねず行政権の逸脱・濫用だと判断、日常生活に不可欠な買物などに使うのはむしろ親子が自立した生活を送ることに資すると指摘したのであります。

自治体のこうした対応の背景には厚労省の2022年の事務連絡があり、同年に札幌市長が障害などで車の使用が認められた場合、生活保護受給者の自立促進、資産活用の観点から日常生活での使用は認められるとしたのに対し、厚労省はこれを否定し適切な指導を求める事務連絡を出して現場を締めつけました。自治体の現場では、ほとんどの生活保護受給者が車の処分を指導されているのが実態のようであります。

車の所有に関する運用は1963年当時の自家用車の普及率が低かった頃の名残で、現在、ことに地方での生活には必ず必要となっている状況に合わせた見直しが必要でしょう。

本市の生活保護世帯の車の保有状況、保有率はどのくらいで推移していますか。ほかの自治体と比べると保有率はいかがでしょうか。自立を促進することからも、また年々公共交通機関が厳しくなる中で、車の保有は今後とも国基準の弾力運用がより求められてきますがいかがでしょうか。

憲法25条には、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があると明記されており、生活を保障し自立を助けるという生活保護法の目的に沿って車の保有について見直すと同時に、相談者、生活保護受給者には誠実な対応をしていただきたいと思います。答弁を求めます。

5、農業振興について、（1）米不足の元凶は農業政策の破綻。

今年の米の端境期には、日本人の主食である米が在庫不足に陥り、スーパーなど店先から消えて流通業者や消費者に深刻な混乱と不安を広げていました。まさに令和の米騒動であり、全ての国民が米を安心して確保できるようにすることは政治に迫られた緊急課題であります。

農水省の発表では、今年6月末の米の民間在庫は前年比41万トンも減で過去最低。米不足を反映して米の流通業者間取引価格は前年の2倍近くに高騰しています。

これらの要因として農水省は、昨年の猛暑による出回り量の減少、コロナ後の回復、インバウンドによる需要増、小麦など海外産原料の食料品価格が高騰する中で、米の相対的な割安感が高まり消費が伸びたなどを挙げており、また南海トラフ地震臨時情報などを受けた防災備蓄の増加も拍車をかけているとも伝えられています。

ところが、農水省は米の需給が逼迫しているとは考えていない、新米が出回れば品薄感は解消されると繰り返し、何の対策も取らなかったのですが、現実には店頭から米が消え、多くの国民が悲鳴を上げている事態に目を閉ざしてきたのであります。

今回の事態の根本には、米の需給と価格の安定に責任を持とうとしない農業政策、政府の破綻した政策に原因があります。政府は需要に応じた生産の名で、米の消費が毎年減ることを前提に生産量の削減を現場に押しつけた上で、需給と価格は市場任せにしてきました。その下で政府は米が過剰だからと、年間20万トン以上の減反・減産を強制して在庫を減らしてきたのであります。

この結果、僅かな需給変化で米流通の混乱が発生し価格が乱高下する、このような現状は米を自由市場に委ねることの危険性を改めて示すものであり、将来にわたって米の

安定供給を確保するためには価格保障や所得補償などで農家が安心して米づくりに励める条件を国の責任で整えることが不可欠でしょう。

今年の教訓から来年度以降の対策として、米不足の実態・実情を把握し関係者の声を聞き、政府備蓄米の活用を含め生産者団体や小売流通業界と協力し、店頭で米が十分に回るようにすることなどを政府や関係機関に強力に申し入れるべきであります。

米は唯一100%自給できるにもかかわらず4割もの減反・減産を強いて、さらにはミニマムアクセス米と称して、日本の生産量の1割、77万トンも輸入し、その処理に毎年500億円もの財政負担をする、その累計では現在6,000億円にもなる、主に加工米、備蓄米であります。その一部は主食用米にも出回っています。まさに日本の農業政策、食料政策の破綻であります。最近の円安などの為替相場で末端価格では日本の米よりも高いと言われています。

今年の米不足と価格高騰に対する認識と見解を求めます。

(2) 2025年産の主食用米は大幅な増産を奨励すべき。

米の生産や安定供給が中長期的には危ういことも指摘されています。長年の減反、低米価により生産基盤が著しく弱体化し体力が失われてきているからです。最大の要因は生産者米価の下落で、政府が1995年に主食の米を市場任せにして以降、生産者米価は下落を続け、かつて1俵60キロ、平均2万円を超えていたのが昨年は1万3,000円まで低下、生産費1万5,000円を大きく下回り、農家は悲惨な状況に追い込まれました。

米農家は次々と離農を余儀なくされ、2000年に175万戸あったのが2023年には58万戸に激減し、若い後継者が極端に少なく、米農家の基幹的従事者も70歳以上が59%を占め、近い将来この皆さんの大量のリタイアは避けることができません。このままでは担い手も激減し、需要を国内産で満たせない事態が来るのは必至であります。

これらの状況をどのように認識されていますか。本市の農業センサスから見た、ここ10年の農家数、米農家の基幹的従事者はどのように推移していますか。平均的な従事者の年齢は何歳でしょうか。本市の2025年、来年ですが、主食用米の生産の目安がこれから提示されますが、提示が想定される数値としては市の地域農業再生協議会の目安数量、面積、うち主食用米の作付率は幾らでしょうか。非主食用米はどのようなのがありますか。面積は幾らですか。実際の転作は大豆などがメインと思われますが、どのような作物の取組を指導されますか。転作の面積と転作率は幾らになるのでしょうか。

市の再生協では今後ますます需要に応じた生産に取り組んでいく必要がある。主食用米の生産を基本としつつ、水田用米穀を組み合わせることで需要に応じた米生産を推進するとあります。政府の姿勢では来年以降も混乱が起きかねません。農水省が7月末に公表した来年度の需給の見通しでは、来年の需要量が29万トンも減ると予想していますが、今年の需要量が前年比20万トンも増えたのに、なぜいきなり減少するのか合理的な理由は示していません。消費が少しでも上振れすれば今年以上の米不足、流通混乱は必至でしょう。よって、今年度の教訓から来年度は大幅な主食用米の生産について増産を奨励すべきであります。答弁を求めます。

以上であります。

【4番（佐々木隆一議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、会計年度任用職員の処遇改善についてお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、令和6年11月1日現在で542名を任用しておりますが、このうち週の勤務時間が20時間以上で月額報酬が8万8,000円以上などの要件に該当し共済組合法の適用を受ける職員については363名となっており、内訳といたしましては、市長部局が任用している職員が164名、教育委員会が任用している職員が199名となっております。これに、消防職を除く正規職員数777名を合わせると1,140名であり、会計年度任用職員の割合といたしましては31.8%となっているほか、男性の比率が31.1%、女性が68.9%となっております。

また、今年度より支給されることとなった勤勉手当を含めた平均月額給与は、令和6年11月現在で17万2,876円と、正規職員の37%となっているところであり、勤続年数につきましては、令和2年度の制度創設以降平均4年という状況であります。

御案内のとおり、会計年度任用職員につきましては、正職員の休業に伴う欠員補充や繁忙期の一時的な業務の補完など、市が行う各事業の推進に支障が生じることのないよう必要な人員を確保するために年度ごとに任用しているものであります。

再度の任用に当たっては総務省通達にもありますとおり、各地方公共団体において地域の実情等に応じつつできる限り広く募集を行うことが望ましいとされていることから、事業の進捗状況や業務の多寡などを踏まえつつ、年度ごとにその必要性を精査し公募を行って任用すべきものと考えております。

市といたしましては、各所属先での業務量等を十分に精査の上、引き続き必要と認められる場合には公募によらず2回までの連続した任用を可能とし、通算で3年間の任用が経過した後には、それまで従事いただいた方々も含め新たに多くの方々に応募いただきたいとの考えから、これまでと同様に改めて公募による任用手続を行うこととしております。

さらには、先ほど申しましたとおり、今年度から勤勉手当の支給を開始したことに加え正規職員と同様に、民間給与との比較により実施される秋田県人事委員会勧告の内容を準拠し、会計年度任用職員の処遇改善に努めているところであり、今後も制度を取り巻く環境を的確に捉え適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、2、複雑で不公平な定額減税についてお答えいたします。

令和6年6月より政府が順次実施している所得税及び住民税での定額減税は、物価高騰対策の一環として減税を通して賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として実施されております。市においては、個人住民税における定額減税や減税しきれない場合の定額減税補足給付金の支給について、制度内容の周知に努めながら遅滞なく進めてきたところであります。

また、来年度に実施する同一生計配偶者に係る定額減税及び不足額給付を経て、来年の秋をめどに一連の手続を終了する見込みとなっております。

御質問の1点目、扶養親族がいる場合の減税額につきましては、定額減税対象者の税法上の扶養親族など1人につき所得税で3万円、個人住民税で1万円が減税額に加算されることとなっております。

2点目の毎月の給与や年末調整で減税しきれない場合の対応につきましては、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した定額減税補足給付金が支給されることとなっております。この補足給付金の算定の基礎となる所得税額は、本来、令和6年中の所得を基に決定されるべきものでありますが、より早く減税の効果を波及させるため、令和6年度の住民税課税情報を基に推計した所得税額を用いて調整給付を先行して行い、実際の令和6年中の所得から算定した正規の補足給付金額に対し調整給付金額では不足が生じる場合は、令和7年8月をめぐり不足額給付が支給されることとなっております。

なお、不足額給付の詳細については、現時点において国の制度設計が明らかになっておらず、国からの通知を待っている状況であります。

3点目の専従者やパート・アルバイトの方への対応につきましては、低所得者支援に係る物価高騰緊急支援給付金等を受給していないなど一定の要件の下で不足額給付として4万円が給付される見込みではありますが、現時点では国より制度の詳細が示されていない状況となっております。

4点目の失業や退職により課税対象外となった場合の対応につきましては、議員御指摘のとおり、物価高騰緊急支援給付金の対象にはなりません。定額減税補足給付金については、令和6年中の所得が減少したことにより算定された補足給付金額が調整給付を上回る場合において不足額給付が支給されることとなっております。

5点目の定額減税調整給付と物価高騰緊急支援給付金の重複給付につきましては、住民税均等割のみ課税世帯等において、一定の所得額に該当する方には所得税が課税されることから重複給付となることも想定されますが、要件を満たさなくなったなど特定の場合を除き返還を求められることのない制度となっております。

また、住民税における同一生計配偶者の取扱いにつきましては、令和6年度及び令和7年度の各年度において判定されますので、納税義務者やその配偶者の前年の合計所得金額等によっては2年間とも定額減税の適用を受けられる制度となっております。

市といたしましては、一連の物価高騰対策のうち来年度に実施となる同一生計配偶者への定額減税や不足額給付などにおいて、市民の皆様がいち早くその恩恵を享受できるよう今年度同様に遅滞なく進めてまいります。

次に、3、国保税増額109万円へについてお答えいたします。

国保税の限度額につきましては、令和7年度から現行の106万円を109万円に引き上げる案がさきの社会保障審議会医療保険部会で了承され、この後地方税法改正案が成立されると、来年4月より実施の見通しとなっております。

今回の引上げの目的といたしましては、医療費や後期高齢者支援金の増大が見込まれる中、安定した国保運営を図るため、高所得者層にも応分の負担を求めることが狙いであると理解しているところであります。

御質問の1点目、限度額の引上げに伴い影響のある世帯数につきましては、令和6年度当初賦課時点において限度額超過世帯は74世帯、被保険者数197人となっておりますが、ほとんどの方が限度額を大幅に超えていることから、3万円の引上げがあったとしても世帯数に大きな変化はないものと考えております。

2点目の職種につきましては、個人の特定につながるおそれがあることから具体的な

説明は差し控えますが、一般的に高所得とされている職業のほか経営規模の大きな個人事業主の方が多くを占めております。

また市では、今回の限度額の引上げに伴う税率改正は予定していないことから3点目と4点目の質問にあります中間所得者層の負担に配慮しているのかの問いについては、新たに軽減される世帯や被保険者が発生することはありません。

これまで国保制度につきましては、市民の皆様から納めていただいている国保税に加えて社会保障制度改革による保険者への財政支援を受けるとともに、国保財政の効率化を図りながら加入者の皆様の御理解の下、運営してきたところであります。今後も高齢化や医療の高度化などに伴い年々医療費が増加する中、それを本市単独の国保財政で解決することは困難であることから、県市長会を通して国庫負担割合の引上げなど国保の運営に必要な様々な財政支援について要望してまいりたいと考えております。

次に、4、生活保護者の日常生活で使用する車の保有についてにお答えいたします。

市の生活保護受給者の自動車の保有状況につきましては、11月1日現在、公共交通機関の利用が困難な場合等の通勤用として17台、事業用として6台、障害者の通院用として13台、公共交通機関の利用が困難な場合等の通院用として15台の合計51台であり、保有率は約9%であります。なお、他の自治体の保有率につきましては公表されていないため比較はできない状況となっております。

生活保護事務は法定受託事務であることから全国統一的な実施が求められており、自動車の保有につきましても生活保護法等により一定の要件が定められておりますが、市の地理的な状況などに鑑み、許容される範囲において自動車の保有を容認するなど、生活保護受給者の自立の助長を促しているところであります。今後とも生活保護の相談に際しましては、生活に困窮している方の実情に寄り添うとともに必要な支援を速やかにお届けできるよう努めてまいります。

次に、5、農業振興についての（1）米不足の元凶は農業政策の破綻について、お答えいたします。

今年の米不足は、昨年の猛暑の影響による一等米比率の減少を受け、春先より流通不足が懸念されていた中、インバウンド需要と南海トラフ地震臨時情報の発表が相まって令和の米騒動と言われる状況に陥ったものと認識しております。

米の需給動向につきましては、農林水産省から11月に公表された米に関するマンスリーレポートによりますと、令和5年産米の生産量は661万トンとなっており、前年より9万トン減少する一方で、今年6月までの1年間の需要実績は705万トンとなっており、前年より14万トン増加していることから、米の民間在庫が不足し、価格高騰につながったものと捉えているところであります。

米価の上昇につきましては、肥料や資材価格の高騰の大きな影響を受けている農家にとって喜ばしいことではあります。同様に物価高騰の影響を受ける消費者にとっては、家計の負担が増すこととなりますので、米離れが引き起こされることなく、需要が維持され、再生産可能な価格に収れんしていくことを期待するものであります。

次に、（2）2025年産の主食用米は大幅な増産を奨励すべきについてお答えいたします。

本市の米生産の基盤となる農家数などのデータにつきましては、2020年農林業センサ

スの数値を見ますと、10年前と比較して、農家数は809戸減の3,687戸、基幹的農業従事者数は899人減の3,050人、平均年齢は約3歳上昇し69歳となっております。全国的に見ましても、今後も基幹的農業従事者数は減少し、平均年齢は上昇していく傾向が継続するものと捉えており、これまで以上に多様な担い手の確保・育成、効率的な農業経営の確立などが重要になってくるものと認識しております。

また、令和7年産米の生産の目安につきましては、国の需給見通し等を参考に決定される県の生産の目安を踏まえ、12月下旬に市地域農業再生協議会として、生産の目安を決定の上、農家の皆様へ示すこととなっておりますが、御質問の転作等の数値につきましては、市の生産の目安を参考に、集荷業者が定める生産調整方針に基づき農家自らが策定した作付計画を積み上げて算出されるものであり、現時点ではお示しすることができない状況にあります。

市といたしましては、農家の皆様の理解の下に、需要に応じた米生産を徹底していくことで、大きな価格変動を招くことなく、安定した収入の確保につながっていくものと考えており、今後とも生産の目安に沿った生産が行われるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、再質問ありませんか。

○4番（佐々木隆一） 1、会計年度任用職員の処遇改善をについて再質問します。

職員全体に占める比率が31.8%、かなり以前よりも多くなっているのではないかなという感じがします。県全体では約2割という感じがしましたが、その中でもやはり男女比、断然女性の方が多くなっております。男性の方が31%、女性の方が68%、約7割であります。やはり女性の皆さんのジェンダーフリーとは申しまして、多くなっている数値に少し寂しい気がするわけでもあります。一定程度この比率を下げるということは、今の国の政治や地方行政の立場からはできないかもしれませんが、このような皆さんも含めて、こういう職員の皆さんで市の行政を担っていくわけですから、是非とも、非正規職員の皆さんも含めて今後とも大事にしていって、ぜひこの比率をまだまだ下げていただければと思うのですが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の待遇、それから人数等につきましては、御答弁させていただいたとおりであります。この後につきましても答弁にありますように、処遇の改善、そういったもので適正な運用を図っていくということが基本でありますので、その運用に沿って適正に対応してまいりたいと思っております。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） それとあわせて、壇上での質問でも述べたのですが、再度応募する皆さんは再度の任用という形にはなりませんが、新規に応募される皆さんも、少なくなってきた、非常にその分、国でもやはり危機感を持っているようなことで、今回こういう通達になったと聞いていますが、市の状況はいかがですか。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

応募状況につきましては、一概に多い少ないということではなく、職種によってばらつきがあるということも事実でありますので、正職員とそれから会計年度任用職員のバランスで、一定の、市役所全体としての事務が今成り立っているという現状もありますので、それにつきましては繰り返しになりますが、適正な運用という形で回していきたいと思っております。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 国でも政府関連機関の非正規職員を減らしてきた、その延長線上に地方行政、地方の職員も減らし続けてきたという現状があります。そういう中で、繰り返しになりますが、正規職員の皆さんも、非正規職員、いわゆる会計年度任用職員の皆さんも大事にして、雇用環境を築いていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、2、複雑で不公平な定額減税のことについてであります。

実は、これも市民の皆さんから質問されたことが発端で、ちょっと調べてみました。非常に複雑怪奇になっておりまして、関係の皆さん、職員の皆さん、全国的に非常に難儀されているようなんです。

で、お聞きするわけなんです、本市でも関係する職員の皆さん、税務署とのやり取りはしなければならない。所得税だけではなくて、住民税と、2つにわたって、時期もまた違うということで、非常に困難を来しているのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

この答弁に際しまして、我々も大変勉強させていただいたことは事実でありまして、職員にいろいろ聞き取りを行って対応させていただいております。当然これによって、通常業務外の業務がついてありますので、職員個々の業務量が増えたということは事実であります、それなりの職員のパワーの中で解決できていると思っております。個々の職員の頑張りに期待をしながら、業務を乗り切っているという状況でございます。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 私もいろいろ調べているうちに勉強になりました。非常に複雑怪奇で、言ってみれば選挙対策でやったんでしょう。壇上での質問でも述べましたが、一律4万円ぽんと支給すれば、もう今頃できていたはずなんです。

今後とも、これは来年にかけて、またいろいろ困難なことが続くでしょうが、ひとつ、当局の皆さんに頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

続いて、4番の生活保護者の日常生活で使用する車の保有についてであります。

本市は、大体9%の方が保有されているというお答えでありましたが、生活保護者の全体の9%と理解してよろしいですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

全世帯数に対して保有している世帯ということになります。受給者ということではなくて、全世帯数に対して9%という数字でございます。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 私の質問の意図は、生活保護を受けている方の中で保有する車の割合は、幾らくらいかでしたが、それは皆さんがもちろん数値でつかんでいることですから、お分かりでありませんか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） お答えいたします。

生活保護受給世帯の総数のうち9%の生活保護受給世帯が自動車を保有しているという答弁でございます。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 失礼しました。最初は私もそういう理解をしたのですが、全世帯とかというようなお話しされましたので、勘違いしました。失礼しました。

壇上での質問の中でも述べましたが、本市は広大な面積を有する中で、公共交通機関が極めて厳しくなりますので、これは今の現状から申し上げれば、生活保護世帯はおそらく減ることはなくて、増えつつあるのかなという感じがしますので、ぜひとも今後とも誠実な対応をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

続いて、5、農業振興についての（1）米不足の元凶は農業政策の破綻について再質問をいたします。

これは、私は昭和41年、1966年、高校卒業と同時に就農し、1970年、昭和45年からの減反でありますから、50数年、半生、農業やってきて、減反、転作との現場での戦いがありました。まさか農業行政がこういうふうに大きく転換するとも思っておりませんでしたし、（2）とも関連が出てきますが、非常に数値から見ても厳しいものが出ようかと思えます。

本市の第一次産業でありますから、私は常々思うのは、やはり第一次産業をいわゆる今の政府の政策によって、まさに農業を崩壊させられてきた、この経緯が今の現状ではないかというような感じがします。ですから、国の政策との関連もありましょうが、今後、ますます今のままの農政が続く限り、非常に厳しい状況が続くかと思えますので、あらゆる知恵と力、皆さんの力、我々も市民の皆さん、農業者の皆さんの力を合わせて、希望の見える方向へ行きたいと思うのです。

具体的にはどういう方向がよろしいのか分かりませんが、ぜひともお答え願えればありがたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。農業に限らず、いろいろな産業も含めて、いろいろと課題だったり、実際に従事されている方々のいろいろな声については、しっかりと耳を傾けて、市としてできることであったり、国や県等にいろいろと要望等々をすべきことについては、しっかりとそういった判断もして対応してまいりたいと思います。

○議長（長沼久利） 4 番佐々木隆一さん。

○4 番（佐々木隆一） 農業政策に限らず、国との関連が大きく地方行政へ影響してまいります。我々も含めて市民の皆さんと一緒に、知恵、力合わせて頑張っていきたいと思うのであります。

これで私の再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、4 番佐々木隆一さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 48 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

5 番大友孝徳さんの発言を許します。5 番大友孝徳さん。

【5 番（大友孝徳議員）登壇】

○5 番（大友孝徳） こんにちは。市民の困り事、市民の思い、そしてアイデアや希望、様々な市民の声を市政に届け、由利本荘市をみんなでつくる、みんなのまちに、これをテーマに活動しております、会派市民の窓口の大友孝徳です。

ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。私が今定例会最後ですので、前の方々と重複する部分もございますが、通告どおり、大項目 6 点について質問させていただきます。

私からも、本市を襲った 7 月豪雨にて被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。また、本年元日に発生した能登半島地震の復興半ばに追い討ちをかけるように発生した 9 月豪雨にて、犠牲になられた能登の方々に心よりお悔やみ申し上げます。被災者の方々が一日も早く平穏な日々を戻せますよう御祈念申し上げます。

大項目 1、由利本荘市の震災リスク周知について。

3 月議会でも同様の大会項目で質問させていただきました。秋田県が 2013 年に公表した地震被害想定調査結果では、日本海東縁部ひずみの集中帯巨大地震により、東日本大震災のマグニチュード 9.0 に匹敵する 8.7 を想定し、最も被害が拡大する冬の深夜に発生した場合、死者 1 万 2,606 人、負傷者 1 万 4,322 人、建物全壊 6 万 741 棟に上ると試算しております。この試算を由利本荘市に限定した数値は、震度 6 弱、死者 133 人、負傷者 635 人、建物全壊 4,461 棟でした。これをさらに上回る被害が予想されている北由利断層地震では、震度 7、死者 748 人、負傷者 3,551 人、建物全壊 1 万 2,014 棟と日本海東縁部ひずみの集中帯よりも 5 倍以上の大きな被害が予想されております。

ライフライン被害予測は、上水道断水人口は 4 万 6,338 人と本市人口の 64% を占め、電力停電世帯数は 2 万 4,212 世帯と全世帯数の 78% に及びます。この数値が記載されている由利本荘市の震災リスク、これは本市ホームページに上げられた全 506 ページに及ぶ由利本荘市防災計画、これを読み進めないと分かりません。

そこで、「能登半島地震により防災・減災意識が高まっている今こそ、広報等にこの数値を掲載し、市民の方々に万が一の準備を呼びかけ、防災・減災をお願いすべきと思いますがいかがでしょうか。無駄な不安をあおりたくないとの考えも理解できますが、

市民の命を優先させるべきです」と3月議会で質問させていただきました。

これに対する最終の答弁は、「広報等で防災に対するいろいろな特集を組むだとかいうのは大変有効なことであろうと思いますので、そういった機会、研究もしながらどういった形でやればいいのか考えてまいりたいと思います」でした。しかしながら、およそ9か月が経過した現在まで、広報への特集掲載はなされておられません。9か月前にも申し上げましたが、市民の皆様が御自分の命を守るための活動・行動を準備するために、ぜひ広報への特集掲載をされてはいかがでしょうか。当局の所見をお伺いいたします。

大項目2、被災時の避難所環境について。

令和6年能登半島地震では、誠に痛ましいことに462人の方々が亡くなりました。そのうち、地震による関連死者数が235人に上り、直接死の227人を大きく超えてしまいました。この数値が意味することの一つが、現状の避難所環境の劣悪さです。

3月の答弁において、本市のトイレ数や暖房器具、防寒用品その他備蓄品等の数は、県からの要請以上とのことでしたが、答弁では、「今後、国の様々な会議の結果等を踏まえながら、由利本荘市でどういう方向がいいのか、もう少し研究して準備を進めていきたい」との御趣旨でした。

そこで、危機管理課にその後の進捗を確認したところ、「物資の分散備蓄は進んだものの、備蓄数の積み増し等はできていない」とのお答えでした。

一方、政府は全国の自治体に対し、水洗式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備蓄品の導入費用を補助する方針を固め、併せて、避難所運営に関する指針を今年度中に改定し、被災者の権利保護を提唱する国際基準、スフィア基準を反映させる旨が報道されております。折しも、本市では災害関連死に当たるかを判断する審査委員会の設置に向け、災害弔慰金の支給等に関する条例を一部改正する議案が今定例会に提出された旨を、秋田魁新報社が11月23日に報じております。

しかしながら、本市がこれと並行して取り組むべき課題は、災害関連死を防止するための避難所環境の改善であると考えます。

そこで質問です。スフィア基準に照らした際、本市が計画する避難所収容予定人数は適格ですか。男女別トイレの数は足りていますか。足りていない避難所のトイレはどのようにして改善されますか。プライバシー保護に必要な設備は圧倒的に不足していると思われますが、その対策はどのように対応されますか。お伺いいたします。

大項目3、災害拠点施設の水道耐震化と水道事業整備計画全体の再構築について。

11月1日、国土交通省は能登半島地震を受けて行った全国の上下水道緊急点検結果を公表しました。その結果、避難所や災害拠点病院、自治体や警察、消防署の庁舎などの重要建物と接続する水道管路と下水道管路、ポンプ場が全て耐震化されているのは、全国で15%しかなく、秋田県内では全て耐震化されていたのは僅か4%のみでした。

国土交通省はこの結果に対し、耐震化が不十分なのに、上下水道料金が低水準のままの自治体があると見ており、これらに対し、住民や議会の理解を得て、値上げして財源を確保するよう促し、来月、来年の1月末までの耐震化計画策定を求めています。

本市の重要給水施設は何か所あり、接続する水道管路と下水道管路、ポンプ場の耐震化率は何%ですか。国土交通省が求める未耐震設備への耐震化計画は策定されましたか。

3月の答弁では、「近年の物価高騰による建設コストの上昇などを踏まえ、水道事業の整備計画全体の再構築を行っているところであり、料金改定が必要となる場合でも、事業の平準化などを図り、お客様の過度な負担とならないよう努めてまいりたい」との趣旨でした。水道事業の整備計画全体の再構築、この進捗状況はいかがでしょうか。市民生活に絶対欠かせず、被災時の生命線となる水道事業の現状と対策をお伺いいたします。

大項目4、災害時の洋上風力発電施設の安全性について。

原子力規制委員会は11月13日、日本原子力発電が再稼働を目指す敦賀原発2号機の審査不合格を正式決定しました。審査不合格は2012年の原子力規制委員会発足後、初めてです。その根拠は、原子炉建屋から北300メートルにあるK断層が活断層で、建屋直下まで延びている可能性が否定できず、活断層の上に重要施設を設置してはならないと定めた新規制基準に適合しないとのことでした。

前述したとおり、本市沖にも北由利断層があり、政府地震調査研究本部は活断層とそのホームページに明記しております。皆様御存じのとおり、本市沖には発電出力13メガワット、高さ約250メートルの巨大な風車がモノパイル式、海底への直接打ち込み式で65基も建設される計画です。

もしマグニチュード7.3最大震度7の北由利断層地震が発生し、能登半島地震同様の津波が発生した場合、この巨大風車群はどうなるのでしょうか。

元日発生した能登半島地震を受けて、1月24日の長周新聞に興味深い記事が掲載されました。記事は防災推進機構理事長であり、東京大学生産技術研究所特任教員を経て、現在は山梨大学大学院教授を務められている鈴木猛康氏が、1月20日に行った報告、洋上風力発電に対する津波の影響について、これを紹介しております。それによると、今回の能登半島地震では、揺れの速さの目安となる最大加速度が2,800ガル、重力の2.8倍の加速度が発生しました。これは大きな石がジャンプする加速度だ、これに重い躯体を持つ風車が耐えられるのか、耐えられずに倒壊し、巨大風車の一部が船や家や流木と一緒に陸に流れ込み凶器となる可能性がある。また、停電によって風車の運転停止機能が作動せず、ブレードが回りながら押し寄せる可能性も否めないとのことでした。

ここで質問です。本市沖に建設予定の洋上風力発電施設は、マグニチュード7.3、最大震度7の北由利断層地震やマグニチュード8.7の日本海東縁部地震に十分耐えられるのでしょうか。洋上風力発電施設が地震や津波に対して、どのような安全基準に基づいて建設されるのかお伺いいたします。

続きまして、大項目5、ひきこもり対策について、中項目（1）不登校への取組。

ひきこもりは現代社会が抱える大きな課題であり、昨今、本市で発生した痛ましい事件の一因ともされております。厚生労働省によると不登校児童が、そのままひきこもりになってしまうケースについて、18.3%であるとの調査結果が出ております。文部科学省が実施した令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果、全国の小中学校で30日以上欠席した児童生徒数は、全体の3.7%に当たる34万6,482人であり、前年度から4万7,434人、15.9%増加し、過去最多となりました。本市教育委員会、学校教育課にこの調査における本市実態を確認したところ、小学生では全体の1.6%に当たる46人、中学生では5.7%に当たる99人、合計では全体の3.1%に当

たる145人であり、前年度比24%の増加とのことでした。特に、中学校では17.5人に1人が不登校であり、もし、このまま24%ずつ増え続けると3年後には10人に1人が不登校となってしまう計算です。

これに対する本市の取組はいかがでしょうか。頑張っても学校へ行けない、こんな子供たちへの寄り添いはどのようになされていますか。各自に配布されているタブレットを使用したオンライン授業にも取り組まれていますか。中学校を卒業した後の秋田県教育委員会や高校との連携はいかがでしょうか。現在の取組状況とその課題について伺います。

続きまして、中項目（2）ひきこもりへの対応と居場所づくり。

ひきこもりに対する本市の支援窓口を確認したところ、鶴舞会館の福祉支援課内に設置された福祉総合相談室でした。こちらは、令和4年4月に策定し令和6年4月に改定された重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、今年度開設されました。その目的は、これまで福祉における各分野で順次拡充されてきた相談支援制度や福祉サービスを、従来の分野の枠を超え、支援を必要とする対象者の属性、子供分野、障害分野、高齢者分野、生活困窮分野などを問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することとされ、有資格者などの専門職員が配置されています。

特に、ひきこもりは8050問題などとも重なり、グレーな部分が多く、特効薬的解決策のない複雑かつ難解な問題であり、庁内のほかの課や保健所、教育委員会、社会福祉協議会などの各団体のみならず、民間との連携も求められますが、現在の進捗はいかがでしょうか。現在把握されているひきこもりの人数と、その相談件数や傾向及び推移はいかがでしょうか。また、多くの機関と連携する上での課題と対策、高校生世代への対応、市内民間団体との連携に関する課題と対策をお伺いいたします。

これらの様々な相談や支援事業を行うに当たり、カウンター越しや相談室での対応では限界があると推します。東京都江戸川区では、ひきこもりの状態にある人やその家族が、安心して過ごせる居場所として江戸川区駄菓子屋居場所よりみち屋を昨年1月に開設し、区の委託を受けた民間事業者が運営しております。開設の目的は、ひきこもりの状態にある人や、その家族の交流や就労体験でしたが、駄菓子屋ですので懐かしかった通りすがりの人が立ち寄り、夕方には近所の子供たちがお小遣いを持って買いにきます。駄菓子屋という形態にしたことで、ひきこもりの状態にある人やその家族だけでなく、地域の人を訪れて世代を超えて交流する、みんなの居場所となっているそうです。江戸川区の福祉部生活援護管理課の担当者は「外に出るきっかけとなり親しみやすく働くことに関心が持てる場所として、駄菓子屋という形にしました」と話します。

福祉総合相談室を進化させ、このような誰もが安心して集える場所、これを設けてはいかがでしょうか。急ぐ必要はございませんが、本市が目指す市民福祉の一つとしての居場所づくりを検討する価値は十分にあると思われます。当局のお考えをお伺いいたします。

大項目6、不祥事及び不適正な事務処理の再発防止に向けて。

本市では、職員の不祥事及び不適正な事務処理等の発生について、原因の究明及び防

止対策における具体策を検討するとともに、全職員が一丸となって不祥事等の防止対策を徹底していくため、由利本荘市不祥事防止対策会議を設置しました。また、対策会議内に不祥事防止対策チームを設け、職員の不祥事及び不適正な事務処理等の発生について、原因の究明及び具体的な防止対策を検討し、不祥事及び不適正な事務処理の再発防止に向けてをまとめ、9月25日に開催された市議会全員協議会で公表されました。

全49ページに及ぶその概要は、1、はじめにとして、市政は市民からの信頼の上に成り立っているものであり、その信頼は職員一人一人が公正・公平に職務を遂行することによって培われるものであることから、職員が服務規律の確保や法令遵守の徹底について高い意識を持つことが強く求められるものであります、から始まり、2、服務の根本基準として、地方公務員法をベースに（1）服務の根本基準、（2）職務上の義務、（3）身分上の義務が記され、3、コンプライアンスの推進に向けてでは、（1）由利本荘市職員に求められるコンプライアンスとは、（2）判断に迷ったときは、と基本方針の重要性を説き、4、由利本荘市コンプライアンス基本方針では、行動指針1から5に、考え方、心構え、一人一人の取組が具体的に記され、5、不祥事や事務ミスを防止するためにはでは、業務において職員のなすべきことを詳細に記し、6、不祥事等再発防止に向けた具体的な対策では、組織として事務ミス未然に防ぎ、万が一発生した場合には、迅速に対応できる体制を構築するための4つの施策が明記され、7、不祥事や事務ミスの発生状況と詳細として、（1）発生件数の推移では、平成17年度から令和5年度まで過去19年間の発生件数が表で示され、（2）入札関連、（3）公用車関係、（4）議会関係、（5）施設関連、（6）事務関連、（7）その他。それぞれの事例における事案、時期、報道発表の有無、処分内容が具体的に示されております。8、業務分野ごとのリスクと対策では、（1）契約事務、（2）公金管理、（3）倫理・服務、（4）一般事務の業務におけるリスクの種類と内容と対策が24ページにわたって整理され、9、不祥事防止に向けた職員提案で、不祥事を防止するために職員自身が事務執行体制を再確認する機会として、業務の問題点と改善策について職員提案を募集した結果が記され、最後に、参考として20項目の由利本荘市不祥事防止自己チェックシートが付されておりました。全職員が一丸となって不祥事等の防止対策を徹底する、その本気度が伝わるすばらしい内容です。

ところが、9月25日の市議会全員協議会の質疑応答で、相談窓口は新設しないとのことでした。ここまで本気で不祥事及び不適正な事務処理の再発防止に向けてをまとめ、全職員が一丸となって不祥事等の防止対策に挑むのであれば、組織内の異常や職員個人の行き詰まりを報告及び相談できる窓口を、組織外部に設けるべきと思いますがいかがでしょうか。

このたびのような組織を挙げての改革には、セーフティーネットが必須です。当局のお考えをお伺いいたします。

私の壇上での質問は以上です。ありがとうございました。

【5番（大友孝徳議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、大友孝徳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、由利本荘市の震災リスク周知についてにお答えいたします。

本市の地震防災対策につきまして、秋田県の地震被害想定をはじめ、国の防災基本計画や県の地域防災計画など、各種計画との整合性を図りながら、地域防災計画にまとめているところであります。

県の地震被害想定調査に基づく被害想定の結果につきましては、建物被害や人的被害をはじめ、避難者数、被害額が詳細にまとめられておりますが、実際に発生する被害量を予測したものではないとされているため、その周知については、これまで慎重に取り扱ってきたところであります。

しかしながら、地震被害想定調査の結果につきましては、一定の前提条件に基づく推計値とはいえ、震度7を超える地震やその被害見込みをイメージしてもらうことは市民の防災意識の向上につながるとも考えられることから、まちづくり宅配講座などで、一連の防災対策の説明の中で適宜紹介しているところであります。

大友議員からの御提案のとおり、市民に対して防災・減災を呼びかける手段として広報ゆりほんじょうの活用は効果的であると考えられますので、本市で発生する可能性のある災害のリスクや防災・減災に関する情報を掲載した防災特集記事などにより、市民の防災意識の醸成を図ってまいります。

次に、2、被災時の避難所環境についてにお答えいたします。

スフィア基準とは、正式名称を人道憲章と人道支援における最低基準と言い、災害、紛争の影響を受けた人の権利、その人たちを支援する活動の国際的な最低基準を定めたものであり、内閣府が作成している避難所運営ハンドブックにおいても、避難所の質の向上を考える際に、参考にすべき国際基準として位置づけられております。

また、スフィア基準は、数値目標を達成すればよいというものではなく、被災者は尊厳ある生活を営むことができる権利を持っているということを前提とする基本理念であり、その根底には、生活と被災者支援の活動が、目指すべき状態に達成するための基準が示されているものであります。

御質問の、避難所の収容予定人数であります。スフィア基準には、居住スペースの基本指標として、1人当たり最低3.5平方メートルと記されています。その指標に照らし合わせた場合、本市の避難所の居住スペースは、1人当たり2平方メートルを基準として算出した最大収容人数としていることから、本市で計算している避難所収容予定人数はスフィア基準の指標には届いておりません。

発災当初は、避難所の快適性より市民の安全確保が最優先であります。一定期間後はスフィア基準の指標に合致した避難所運営が望ましいことから、今後、地域防災計画の見直しの際に、スフィア基準の指標に合致した有効収容人数を記載し、避難所の開設・運営における質の向上を目指してまいりたいと考えております。

また、トイレの最低基準については、基本指標として子供、高齢者、妊婦、障害者を含む、被災集団全員が安全に使うことができる、日中や夜間も、利用者、特に女性や少女の安全上の危険が最小化されるように設置されているということが掲げられるとともに、付記として、初期段階では50人につき1基、また、女性と男性の割合は3対1とされております。

本市における最大規模の避難者数を想定し試算した場合、必要となる便器の総数は

561基であり、内訳として女性用421基、男性用140基となりますが、現在、市の指定避難所に設置してある女性用トイレは964基、男性用トイレは、個室と男性用小便器を合わせた数が1,462基となっており、スフィア基準を満たす十分な保有数となっております。

さらに本市では、プライバシー保護に必要な設備として、室内用避難テントを1,323張、間仕切りパーティションを968基備蓄しており、大災害時には、国等のプッシュ型支援もあることから、それらを活用しながら避難所運営に努めてまいります。

プライバシー保護のために必要な物資の備蓄をはじめ、避難所運営の考え方につきましては、市が平常時から備蓄しておくべき適正な数の目安や、備蓄場所の確保など、関係機関と連携して取り組まなければならない課題も多いことから、引き続き国や県などとも協議を進めながら研究してまいりたいと考えております。

次に、3、災害拠点施設の水道耐震化と水道事業整備計画全体の再構築については、企業管理者からお答えいたします。

次に、4、災害時の洋上風力発電施設の安全性についてにお答えいたします。

洋上風力発電施設の設置につきましては、電気事業法、港湾法及び再エネ海域利用法により、それぞれの関連する分野ごとに基準が定められております。

これらの基準は、統一的な考え方の下で運用されることが望ましいことから、国土交通省と経済産業省により設置された洋上風力発電施設検討委員会で検討が行われたところであり、その結果に基づき令和2年3月には、国内外関連規格や設計技術等を踏まえた洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説が策定されております。

この技術基準では、極めて稀な500年に一度程度発生する地震動や、各地方自治体の海岸保全基本計画等で定められた設計、津波によって、倒壊、崩壊しないものとするものが定められております。

また、洋上風力発電設備等の支持構造物には、地震や津波だけではなく、風や潮位など複数の荷重が同時に作用することが考えられることから、適切な組合せにより照査・設計することとされております。

洋上風力発電施設は、これらの技術基準適合性などを審査された上で設置されるものであり、災害時においても安全性は確保されるものと認識しております。

次に、5、ひきこもり対策について、（1）不登校への取組については、教育長からお答えいたします。

次に、（2）ひきこもりへの対応と居場所づくりについてお答えいたします。

市内の、ひきこもりの状態にある方の人数につきましては、令和3年度に民生児童委員の協力の下に実施したひきこもりに関する調査で93名と把握しております。

また、過去3年間に市の総合相談担当に寄せられたひきこもりに関する相談の延べ件数は、令和4年度は30件、令和5年度は65件、令和6年度は10月末までで17件でありました。

対象者の年代は40代、50代が多く、高齢の親と同居するいわゆる8050といわれる世帯が増加しているものと捉えております。

ひきこもりとなる背景は多種多様で、その多くが解消の困難な事案ではありますが、保健所等関係機関と連携し支援に当たるほか、社会福祉協議会が主催し、個別事案を検

討しているひきこもり支援連絡会などに参画し、官民が協働してケース対応に取り組んでおります。

支援が手薄とされる高校生年代につきましては、令和5年度から国の生活困窮者自立相談支援事業を活用し、市内の高校等を総合相談担当が社会福祉協議会とともに訪問し、相談窓口を周知するなど、各高校との連携を通して潜在的な対象者の認知につながるよう努めております。

御質問の居場所づくりにつきましては、社会福祉協議会が体験活動やボランティア活動を通じた居場所を提供しているあおぞらサロンを開催しております。

このサロンが社会参加のきっかけとなり、ひきこもり状態を解消できた方もおりますので、引き続き、気軽に集える居場所としての役割を担っていただけるよう、運営などへのサポートを継続してまいります。

市といたしましては、今後とも関係機関と連携し、ひきこもり状態にある方や、その家族に寄り添い、長期的な視野の下、きめ細やかで包括的な支援に努めてまいります。

次に、6、不祥事及び不適正な事務処理の再発防止に向けてについてお答えいたします。

まずもって、年度当初に頻発いたしました不祥事及び不適正な事務処理につきまして、市への信頼を大きく失墜させる行為として、あらためて市民の皆様に深くおわび申し上げます。

これら一連の不祥事を受け、その発生原因や背景について、詳細に調査を行った結果、その根底にあったのは、基本的な公務員としての責任感の欠如であり、今後の不祥事防止に向けては、コンプライアンスの徹底、コミュニケーションと協働、緊張感と責任感という3点が最も重要と判断したところであります。

こうした3つの柱を基本に、市コンプライアンス基本方針を定めるとともに、業務分野ごとの対策や改善策、職員からの提案などを盛り込み、本年9月に、不祥事及び不適正な事務処理の防止に向けてとして、不祥事防止の取組方針をまとめたものであります。

不祥事防止に際し、組織内の異常や職員個人の行き詰まりを報告及び相談可能な外部窓口を設けるべき、との御提言ですが、現在、不正などを指摘できる公益通報窓口として総務課を指定し体制を整えているほか、職員の業務上の様々な相談の受付体制としても、職場内で相談しにくい事案については総務課が対応しており、外部に窓口を設けるまでもなく、十分に機能していると判断しております。

職員一人一人が使命感や充実感を持って業務に取り組み、市民の期待に応えるサービスが提供できるよう、引き続き、風通しのよい職場環境の確保に努め、組織全体で不祥事の防止に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、大友孝徳議員の教育委員会関係の御質問、5、ひきこもり対策についての（1）不登校への取組についてお答えいたします。

病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、あるいは社会的要因・背景に

より年間30日以上欠席した児童生徒、いわゆる不登校児童生徒は、市においても全国の傾向と同様に年々増加しており、その原因は多岐にわたり、個々の状況に応じた対応が求められております。

教育委員会では、国や県が実施する不登校児童生徒に関する調査や、市内全ての小中学校を対象とした学校訪問等での確認により、その状況を把握するとともに、各校が一人一人に寄り添った支援ができるよう指導しております。

また、昨年度開設した市教育支援センターの本荘ふれあい教室においては、通級する不登校児童生徒が自ら立てた計画に基づき学習する際、指導員がそれぞれの状況に応じて支援を行っております。

こうした取組に加え、児童生徒がタブレット端末を活用して、教科書の二次元コードを読み込んで動画を視聴したり、学校が授業をオンラインで自宅に配信したりするなど、ICTを活用した学習支援にも取り組んでいるところであります。

さらに、教育委員会が配置している学校間連携コーディネーターが小中学校を訪問し、円滑で適切な進路選択に向けて相談や助言を行っているほか、中学校卒業前後に進学先を訪問しての引継ぎや情報交換を行い、対象生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、高等学校等と連携しております。

一方で、家庭訪問等を通しての現状把握やつながりを持つことが難しい児童生徒もおります。

教育委員会といたしましては、こども未来課、福祉支援課、健康づくり課と一層連携し、対象児童生徒や保護者へのきめ細やかな支援の充実に今後とも努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 三浦企業管理者。

【三浦企業管理者 登壇】

○企業管理者（三浦守） それでは、大友孝徳議員の企業局関係の御質問、3、災害拠点施設の水道耐震化と水道事業整備計画全体の再構築についてにお答えいたします。

水道施設は、市民生活や産業活動に欠かすことのできない重要なインフラであり、災害時においても被害を最小限に抑えて給水を確保するため、市では重要施設に給水する管路の耐震化を優先的に進めながら、水道施設全体の整備に努めております。

初めに、市の重要給水施設につきましては、災害拠点病院、救急医療機関及び広域防災拠点など5か所ありますが、今回の国土交通省の調査は、上水道と下水道の両方が整備されている施設とされているため、下水道整備区域外の1施設を除いた4か所が対象となっております。

市の重要給水施設へ接続されております水道管路の耐震化率は、令和5年度末で74.8%、下水道管路は25%、下水道ポンプ場は50%となっております。

また、上下水道の耐震化計画につきましては、災害時に機能を失うと水処理に影響が大きい浄水場や導水管、下水道処理場などの重要施設を含めた計画策定が求められており、令和7年1月の完了を目指しております。

次に、水道事業整備計画の再構築の進捗状況であります。工期を令和7年3月としておりまして、施設の統廃合や事業の平準化を考慮しながら進めているところであります。今後は、再構築した整備計画を基に、経営戦略の改定や財政収支の見通しを立て、

水道事業の持続的な安定経営が図られるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん、再質問ありませんか。

○5番（大友孝徳） 御丁寧な御答弁及び前向きな御答弁、誠にありがとうございました。何点か、簡潔に再質問させていただきます。

大項目4、災害時の洋上風力発電施設の安全性について。

この御答弁の中で、500年に一度の地震という言葉が出てまいりましたが、この規模等はお分かりになりますか。お願いします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、産業振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの大友議員の再質問にお答えいたします。

市長の答弁にありました統一的解説の中では極めて稀な500年に一度という表現を使っておりますが、例えば震度ですとかマグニチュード、こういった表現は使っておらず、いずれにしても500年に一度の地震に倒壊、崩壊しないものといううたい方をしておりますので、その辺の具体的な数字には触れていないという理解でございます。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 国が進める事業で500年に一度という、ごくざっくりした基準になっているというところに改めて驚きますが、これに関して、もうちょっと深掘りしたマグニチュードや震度やその他の条件を問合せすることは可能でしょうか。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 市といたしましては、審査に当たっては市長が答弁したのが全てだと思っておりますが、統一的解説で各法、例えば電気事業法であったり港湾法であったり再エネ海域利用法、それぞれの審査基準があり、こちらの統一的解説を基に審査するということは理解しております。

その中で、市がこういったところを審査する立場にはないというようなところは、まずは御理解いただきたいと思います。

その中で私なりに解釈すると、その統一的考え方の中では、例えば地震ですとかマグニチュード幾らですとか震度7ですとか、そういったことではなくて、こちらも市長の答弁にありましたとおり、例えば風ですとか水の流れですとか潮位ですとか、こういったところを複合的に考えるという表し方をしているので、今、御質問のその地震にも耐えられるというのが一般的な考え方ではないかなということで理解しております。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 齋藤部長の個人的な理解も含めてということでしたので、私のほうでもこの統一的解説をもっと深く勉強した上で、また情報交換とさせていただければと思いますので、今後とも一緒に市民の安心・安全を守るための取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、大項目の5、ひきこもり対策について、中項目（2）ひきこもりへの対応と居場所づくりについて再質問させていただきます。

総合相談担当が担当となり、社協とともにあおぞらサロン等も開催され、何名かはそ

の中で就業につながったというような御答弁があったと理解しておりますが、その人数等は、今お分かりになりますか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

あおぞらサロンでひきこもりの解消につながった方の人数は、ちょっと今把握していないんですが、過去３年間の総合相談のほうでの支援の結果という数字がございますので、ちょっと御紹介したいと思います。過去３年間、相談者は32名おりましたが、そのうち支援の結果16名の方がひきこもりの状態を解消しているということでございます。

その解消の仕方につきましては、例えば医療のほうに結びついたとか、障害の認定をお受けになって障害福祉サービスのほうにつながったとか、そういった方がかなり多いような状況であります。最終的な一般就労に結びついて、社会的、経済的な自立までつながったという方は、なかなかいっしょにできなかったのかなというところが、現状の支援の結果というところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） ５番大友孝徳さん。

○５番（大友孝徳） ありがとうございます。

部長のほうからは御謙遜されたのか、一人立ちまではというような御答弁でしたけれど、先ほどの現状把握されている93名の人数の中で、16名の方が就労支援だとかに向かわれたということは大きな成果だと思いますので、今後、より一層ひきこもりの解消に努めていただけていますよう。その中で、私のほうで提案させていただいた誰もが安心して集える場所、これ、ひきこもりに限ったことではないと思いますので、福祉関係全体の一つの居場所として、ぜひ御検討いただけますようお願いいたします。

続きまして、大項目６、不祥事及び不適正な事務処理の再発防止に向けて。

御答弁の中では、残念ながら公益通報窓口として現状、総務課が担当されて、私が提案したような外部への窓口の設置は考えていないということでしたが、私の理解では兵庫県知事の一件も含めて、内部に問題が蓄積もしくは内蔵されている場合には、それを告発しづらい。これは誰が考えても明確なことだと思うんですけど、外部に委託されないその理由は何でしょうか。お教えてください。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

市長の答弁の中でも申し上げておりますが、結果的に今回の根底にあったものは、公務員としての責任感の欠如であるというところであります。

今後の不祥事の防止については、コンプライアンス、コミュニケーション、緊張と責任感というその３つを重点的に組織一丸となって取り組むということで、49ページの報告書にまとめさせていただきました。

我々としては、この根底にあるものの原因が、職員個々の課題であるということで、組織全体がゆがんでいるということではないと思っております。ですので、その組織の

中で解決できる範疇で十分対応できるということで、総務課に相談窓口を設けてそれが十分機能しているということから、組織内部で対応できるという判断の中でまずは取り組んでおります。

現在、それなりに相談も来ておりますし、それに対応も十分できているという考え方でやらせていただいておりますので、これがもし仮に十分機能していないという判断になった場合には、議員御指摘のような考え方もあるかとは思いますが、現時点では十分組織内部の対応で不祥事の防止に対する取組ができていて、よいほうに向かっているという判断をさせていただいております。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 部長おっしゃるとおり、組織のゆがみではないと私もそう思いたいですし、今後もそうあるべきだと思いますけれども、当局のほうは当然ながら数年で人も異動し、今、善良な方が総務課にいらっしゃって、ベストの対応されているということであっても、それが永続的に続くわけではございません。組織のゆがみはいつゆがみ始めて、それが露呈した段階ではもう遅い。今回の兵庫県のように人命が失われているというような案件もございますので、こちらもぜひ前向きに御検討されながら、経費的な部分でいえばそんなに大きな負担にはならないと思いますので、ぜひ御検討いただけますようお願いいたします。

これで私の質問を簡潔に終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、5番大友孝徳さんの一般質問を終了いたします。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（長沼久利） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第14号及び報告第15号、議案第131号から議案第152号の計24件を一括議題とし質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第153号から議案第162号までの10件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、追加提出議案について概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、条例関係3件、その他の案件1件に加え、補正予算6件の計10件であります。

初めに、条例関係についてであります。

議案第153号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第154号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、及び議案第155号議会の議員の議員報酬、

費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の３件であります。これらは、秋田県人事委員会勧告に準じて、一般職の給料表並びに期末・勤勉手当及び寒冷地手当の支給率等を、また、特別職等の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第156号辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。これは東由利地域宿地区における飲用水供給施設の整備計画策定に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第157号令和６年度一般会計補正予算（第17号）につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じて改定する人件費の補正が主な内容であり、財源といたしましては、国・県支出金などを追加するほか、一般財源対応分を財政調整基金繰入金で手当てし、補正額として３億2,920万7,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は718億5,903万8,000円となります。

次に、議案第158号から議案第162号までの各会計補正予算につきましても、秋田県人事委員会勧告に準じて改定する人件費の補正であります。

議案第158号令和６年度診療所運営特別会計補正予算（第３号）については、補正額として195万9,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は１億4,845万円となります。

次に、議案第159号令和６年度スキー場運営特別会計補正予算（第２号）については、補正額として316万3,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は１億186万5,000円となります。

次に、議案第160号水道事業会計補正予算（第４号）については、収益的支出及び資本的支出において762万6,000円を追加しようとするものであり、補正後の支出総額は44億8,023万6,000円となります。

次に、議案第161号下水道事業会計補正予算（第４号）については、収益的支出及び資本的支出において336万7,000円を追加しようとするものであり、補正後の支出総額は65億6,071万4,000円となります。

次に、議案第162号ガス事業会計補正予算（第３号）については、収益的支出及び資本的支出において331万円を追加しようとするものであり、補正後の支出総額は17億4,362万8,000円となります。

なお、補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますようお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第153号から議案第162号までの10件に対する質

疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休 憩

.....

午後 2時08分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第153号から議案第162号までの10件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第4、提出議案及び陳情の委員会付託を行います。

議案・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（長沼久利） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明7日から16日までは委員会開催等のため休会、17日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、議案及び陳情についての討論、採決を行います。

また、討論の通告は16日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時09分 散 会